2025 年 1 月 10 日

サステナビリティ基準委員会御中

SSBJ 公開草案「指標の報告のための算定期間に関する再提案」へのコメント

公益社団法人　関西経済連合会

今回、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）から提示された、サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案第 2 号、サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 3 号「指標の報告のための算定期間に関する再提案」について、パブリックコメントの機会に感謝申し上げる。以下の通り回答する。

【質問】

本公開草案における再提案の内容に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

以下の理由から、再公開草案の提案（以下「本提案」という）に強く反対する。

（代替案）

- 本提案を撤回して、公開草案（気候関連開示基準案（以下「気候基準案」という）及びサステナビリティ開示基準の適用案（以下「適用基準案」という））の規定（気候基準案第 53 項及び第 54 項、適用基準案第 70 項及び第 71 項）に戻すべきである。
- ただし、公開草案（気候基準案）　第 53 項については、温対法により測定した温室効果ガス（GHG）排出量を報告することを選択した場合、「直近のものを用いなければならない。」となっているが、これを「直近のものを用いることができる。」と変更すべきである。
- また、本提案における「結論の背景」への追加規定案（本提案の第 3 項の BCX1.～BCX3. と第 5 項の BCX1.～BCX2.）も撤回すべきである。これらの追加規定案を削除しないと ISSB 基準よりも厳格な運用になることに留意が必要である。
- なお、公開草案（適用基準案）第 71 項を、万一、復活できない場合は、本提案の第 70 項の第 2 センテンス（「ただし、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準において別段の定めがある場合、当該定めが優先して適用される。」）を削除し、IFRS S1 号と同等の取扱いにすべきである。

（理由）

① 本提案は、指標の報告のための算定期間について、公開草案の内容を全く逆方向に変更するものであり、これは財務諸表作成者（以下「作成者」という）にとって大変な驚き（サプライズ）である。その結果、作成者の負担を大幅に増加させることになる。有価

証券報告書の開示期限（3 月決算会社は 6 月末）までに前年度の GHG 排出量を取りまとめるのは実務上はかなり困難であるので、公開草案のように温対法に基づく直近の GHG 排出量の開示を可能とすべきであり、本提案のように作成者の対応が困難な修正案を導入すべきではない。なお、公開草案（気候基準案）第 53 項は、強制規定ではなく、容認規定であることを明確にすることが適当である。報告期間の差異については、実績が確定した時点で、企業の統合報告書やウェッブサイト等で開示することも可能である。

② 本提案は、指標の報告のための算定期間について、IFRS S2 号の規定を超えた厳格な内容になるという致命的な問題があり、その結果、作成者に過大な負担をかけることになる。IFRS S2 号は第 29 項(a) (ii)で「法域の当局又は企業が上場する取引所が、企業の温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を用いることを要求している場合」に、GHG プロトコル以外の当該方法を用いることを容認している。また、IFRS S2 号 B19 項で、一定条件を満たせば「企業は、企業自身の報告期間と異なる報告期間の情報を使用し、企業自身の GHG 排出を測定することが容認される」としている。

③ 本提案では、公開草案（気候基準案）第 66 項（異なる算定期間の情報の使用）の内容は変更されていない。同項の「第 46 項(1)の GHG 排出に関する開示を行うための GHG 排出の測定にあたり、バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報の算定期間が報告企業の報告期間と異なる場合で、一定の要件を満たすときは、当該情報を使用することができる」という規定は特定の状況においては異なる報告期間の情報を使用することを示唆していると考えられるが、本提案はこの趣旨と矛盾している。この規定は、IFRS S2 号第 B19 項と同様の内容である。

④ 本提案の第 3 項の BCX1.～BCX3.と第 5 項の BCX1.～BCX2.に示されている公開草案の「結論の背景」への追加規定案は、公開草案（気候基準案）第 51 項ただし書き（「ただし、法域の当局又は企業が上場する取引所が、温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を用いることを要求している場合、当該方法を用いることができる。」）の内容について、ISSB 基準（IFRS S2 号）よりも厳格な運用にするための規定であり、このような IFRS S2 号にない規定を追加すべきではない。また、このような規定に相当する内容を結論の背景で定めることは適当ではない。

⑤ 公開草案の規定のままでも、公開草案（気候基準案）第 54 項(3)で、GHG 排出量の算定期間とサステナビリティ開示の報告期間の差異が 1 年を超える場合は、企業の GHG 排出に関する重大な事象が生じたか又は状況の重大な変化があった場合、その内容及び影響を開示することが求められており、投資家の意思決定において有用な情報は確保できる。

⑥ 近い将来に、有価証券報告書のサステナビリティ開示についての保証制度が導入されることも考慮する必要がある。そのために作成者や保証業務実施者が対応する工数を確保する必要がある。この点も考慮すると、指標の算定期間をサステナビリティ開示の

報告期間に合わせることを求める本提案は、作成者や保証業務実施者に過度の負担をかけることになる。

⑦ 本提案の「結論の背景」（BC7.～BC12.）で、利用者や保証業務実施者から、指標の算定期間に関する公開草案の取扱いに強い懸念が示されたことが、公開草案に取扱いを大きく変更した理由とされているが、具体的なコメントの賛否の傾向についての分析が充分に示されておらず、これが多数派の強い懸念と言えるかどうかに疑問がある。当会のコメント分析（「別紙」を参照）では、公開草案の取扱いに賛成する意見と反対する意見はほぼ同数であり、作成者（日本経済連合会、関西経済連合会を含む）からは公開草案の取扱いを支持する意見が多数寄せられている。一方、海外の利用者からは反対意見が多いが、それらの意見は主に総論における概括的な反対であり、公開草案の取扱いを覆すほどの明確な論拠が示されているわけではない。このように公開草案のコメントにおいて、意見が分かれている状況で、公開草案の内容を大幅に変更することには、作成者としては納得できない。

⑧ 本提案では、公開草案における「結論の背景」の部分についての修正案が一部しか示されていない。公開草案の「結論の背景」において、指標の報告のために算定期間に関する開示について、説得的な論拠が示されていたが、その取扱いを大幅に変更できる論拠が示すことができるかについて、かなりの疑問がある。

⑨ 本提案に添付されている参考資料「期間調整を行う場合の合理的な方法の例」は、スコープ２に関する電力量に基づく指標の報告のための期間調整の事例を示し、これをもとにSSBJでは期間調整にそれほど手間がかからないという議論をしている。しかし、3月決算会社の場合は直近の１年間の指標のデータを集計する必要があり、12月決算会社の場合は直近の 9 カ月のデータを集計する必要がある。これは単純な期間調整ではないので、かなりの労力とコストがかかる。また、本提案を適用した場合、温対法のデータを使う企業は、スコープ１及びスコープ３についても、期間調整が必要になるが、このためには、サステナビリティ開示と同じ報告期間のデータを期末から 3 カ月以内に別途集計しなければならない。これは大変な労力とコストを必要とするだけでなく、実務対応が困難になることが想定される。これらの点を考慮すれば、本提案は実務対応の実現可能性（フィージビリティ）に疑問がある。

⑩ 本提案の適用基準案第70項は、第２センテンスを修正して「ただし、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準において別段の定めがある場合、当該定めが優先して適用される。」となっている。この規定はIFRS S1号にはない規定であるが、この規定を入れることによって、ISSB基準よりも厳格な取扱いになるという問題がある。ISSB基準では、サステナビリティ開示の報告期間と指標の算定期間の乖離が容認されるのかは明らかではないが、本提案の第70項の修正案では、サステナビリティ開示基準において別段の定めがあるもの以外は、この乖離が容認されないことになってしまう。

以　上

別　紙

公開草案の質問４（温対法に基づく温室効果ガスの排出量の報告）へのコメント分析

（件数）

区分	賛成			反対			賛否両論	小計	コメントなし	合計
	質問４の回答	総論	計	質問４の回答	総論	計				
(A)作成者	11		11	2		2		13	11	24
(B)利用者（国内）	2		2	1		1		3	3	6
(C)利用者（海外・外資）	1	2	3	3	8	11		14	8	22
利用者　小計	3	2	5	4	8	12		17	11	28
(D)監査人・保証業務実施者	1		1	4		4	1	6	2	8
(E)金融機関	4		4	1		1		5	1	6
(F)サステナ関連団体等			0	2	1	3		3	10	13
(G)その他（コンサル会社等）	3		3	2		2	2	7	6	13
合計	22 43.1%	2 3.9%	24 47.1%	15 29.4%	9 17.6%	24 47.1%	3 5.9%	51 100%	41	92

SSBJ の再公開草案では、公開草案の質問４（温対法に基づく温室効果ガスの排出量の報告）について、「利用者・保証業務実施者から強い反対がある」という分析を行ったうえで、温対法の取扱いを抜本的に変更する案を提案している。しかし、本会の質問４についてのコメント分析では、下記の通り、賛成と反対が同じ程度であり、質問４について、強い反対があると結論づけるのは無理があると考えられる。

＜当会の公開草案の質問４のコメント分析＞

- 全体では、総論へのコメントを含めた場合、賛成が 24 件（47.1%）と反対が 24 件（47.1%）と同数であるが、（当初）公開草案の質問４への回答に限定すると、賛成が 22 件（43.1%）、反対が 15 件（29.4%）と賛成の方が多い。
- 作成者では、賛成が 11 件、反対２件で、大多数が賛成である。
- 利用者では、総論へのコメントを含めた場合、賛成が 5 件、反対が 12 件で、反対が多数である。このうち、国内の利用者では、賛成が 2 件、反対が 1 件（注）であるのに対し、海外・外資の利用者では、賛成が 3 件、反対が 11 件と大多数が反対である。ただし、海外・外資の利用者の反対意見のうち、8 件は総論でのコメントで、公開草案の質問４に具体的に回答したわけではない点に留意が必要である。質問４に回答した利用者（国内＋海外・外資）に限定すると、賛成は 3 件、反対は４件であり、賛否が分かれている。
- 監査人・保証業務実施者では、賛成が 1 件、反対が 4 件と大多数が反対である。
- 金融機関では、賛成が 4 件、反対が 1 件と大多数が賛成である。

（注）国内の利用者で、質問４に反対しているのは「日本証券アナリスト協会」のコメントの１件である。日本証券アナリスト協会は、意見を形成するために、アンケートを実施しているが、その結果は下記の通りである。この結果を見ると、我が国のアナリストにおいても、質問４に対する賛否が分かれれていることが分かる。その結果、アナリスト協会のコメントは下記の案３（質問４に反対）をベースにしているが、それが実現しない場合は、案２を求めるというコメント内容になっている。

＜日本証券アナリスト協会の公開草案に対するアンケート集計（対象は 20 名）＞

（質問４）案 1～案３についての支持の明細：

案１（公開草案の提案）―　７名（35.0%）

案２（算定期間の差異に上限（例えば１年）を設ける）―　３名（15.0%）

案３（再公開草案の本提案と同じ内容）―　８名（40.0%）

その他　―　２名（10.0%）

（参考資料）

質問４へのコメント分析：賛否の明細

(A) 作成者

賛成（質問４）：11 件（オリンパス、日本郵船、不動産協会、上新電機、関西経済連合会、日本鉄鋼連盟、日本船主協会、電気事業連合会、日本経済団体連合会、石油連盟、三菱地所）

反対（質問４）：2 件（味の素、大成建設）

(B) 利用者（国内）

賛成（質問４）：2 件（三井住友トラスト・アセットマネジメント、アセットマネジメント One）

反対（質問４）：1 件（日本証券アナリスト協会）

(C) 利用者（海外・外資）

賛成（質問４）：1 件（PRI）

賛成（総論）：2 件（SeaTown Holdings International、Goldman Sachs Asset Management）

反対（質問４）：3 件（インベスコ・アセット・マネジメント、フィデリティ投信、LGIM）

反対（総論）：8 件（Impax Asset Management Hong Kong、ICGN、Boston Trust Walden Company、Bloomberg、CPP Investment、UPP、NBIM、Mattews Asia）

(D) 監査人・保証業務利用者

賛成（質問４）：1 件（EY 新日本）

反対（質問４）：4 件（PwC Japan、あずさ、日本公認会計士協会、トーマツ）

賛否両論：1 件（サステナビリティ会計事務所）

(E) 金融機関

賛成（質問４）：4 件（日本損害保険協会、日本証券業協会、三井 E&S、生命保険協会）

反対（質問４）：1 件（全国銀行協会）

(F) サステナ関連団体等

反対（質問４）：2 件（CAJ、ESG 情報開示研究会）

反対（総論）：1 件（CDP Worldwide）

(G) その他（コンサル会社等）

賛成（質問４）：3 件（かえで会計アドバイザリー、AIST Solutions、日本能率協会）

反対（質問４）：2 件（Persefoni AI Inc.、ESG コンサルティング）

賛否両論：2 件（プロネクサス　IR コンサルティング部、プロネクサス　ディスクロージャー基本問題研究会）

以　上